

## 富山県立大学附属図書館閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 富山県立大学及び富山県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の職員（非常勤の教員を含む。）

(2) 本学の学生（研究生、科目等履修生、聴講生、研修員及び特別聴講学生を含む。以下同じ。）

(3) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が許可した学外者

2 前項第3号の学外者の図書館利用については、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 午前9時から午後5時まで

(2) 土曜日 午前9時から正午まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 年末年始（12月28日から翌年1月4日）

(5) 館長が特に必要と認めた日

(身分証明書の携帯)

第5条 利用者は、次に掲げる身分証明書等を携帯し、入館のとき係員に提示しなければならない。

(1) 本学の職員 身分証明書

(2) 本学の学生 学生証

(3) その他館長が特に許可した者 利用者カード

(閲覧)

第6条 利用者は、開架閲覧室に備付けの図書を自由に閲覧することができる。ただし、開架閲覧室外で閲覧するときは、所定の手続をとらなければならない。

第7条 利用者は、書庫内の図書を閲覧しようとするときは、係員に申し出て、その指示

に従わなければならない。

第8条 利用者は、図書を閲覧するときは、所定の場所で行わなければならない。

2 利用者は、図書の閲覧が終わったときは、これを元の位置に戻さなければならない。

(持出・持込の禁止)

第9条 利用者は、図書を無断で持出してはならない。また、私物の図書を館内に持込むときは、係員の許可を受けなければならない。

(貸出)

第10条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

- |                   |              |       |
|-------------------|--------------|-------|
| (1) 本学の職員         | 10冊          | 1カ月以内 |
| (2) 本学の学生         | 5冊           | 2週間以内 |
| (3) その他館長が特に許可した者 | 館長が定める冊数及び期間 |       |

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、同項の貸出期間を超えて長期に貸出(以下「長期貸出」という。)をすることができる。

第11条 利用者は、貸出を受けた図書を転貸してはならない。

(貸出図書の返納)

第12条 利用者は、次に掲げる場合には貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員が退職するとき。
- (2) 学生が卒業、退学等により学籍を離れるとき。
- (3) 学生が休学するとき又は停学に処せられたとき。
- (4) 図書館が臨時に図書の点検又は整理を行うとき。
- (5) その他必要があると認め、返納を命ぜられたとき。

(予約)

第13条 利用者は、貸出を希望する図書が貸出中であるときは、予約することができる。

(貸出期間の更新)

第14条 利用者は、貸出期限後も引き続き貸出を希望するときは、当該図書を持参し所定の手続を行い、貸出期間の更新をすることができる。

2 貸出期間の更新は、1回限りとする。ただし、貸出希望の予約がある図書及び長期貸出の図書については、更新することができない。

(貸出禁止図書)

第15条 次に掲げる図書は、貸出することはできない。ただし、館長が特に許可したものについては、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) 館長が指定した図書館資料

(研究室長期貸出)

第 16 条 研究室等への長期貸出については別に定める。

(参考調査)

第 17 条 利用者は、教育・研究上又は学習に必要とする文献及び学術情報についての参考調査を図書館に依頼することができる。

(文献複写)

第 18 条 図書館は、利用者の依頼を受けたときは、次の場合に限り図書館資料の複写をすることができる。

- (1) 調査研究を目的とするとき。
  - (2) 著作権法(昭和 45 年法律第 45 号)に違反しないとき。
- 2 前項の複写に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第 19 条 利用者は、図書館内では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保ち、他の利用者に迷惑をおよぼさないこと。
- (2) 飲食しないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (4) 図書、器具又はその他の設備を汚損しないこと。
- (5) 掲示、はり紙等をしないこと。
- (6) 協議又は議事に類する会合をしないこと。

(弁償責任)

第 20 条 閲覧又は貸出中の図書を紛失し、若しくは汚損した者又は機器その他の施設をき損した者は、館長の指示に従い弁償の責任を負わなければならない。

(利用制限)

第 21 条 館長は、この規程に違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

(費用の負担)

第 22 条 利用者が図書館内の特定用途端末を用いて外部の情報システムを利用するときは、利用者において、当該利用に係る費用を負担しなければならない。

2 前項の利用に係る承認申請方法及び費用負担方法は、図書館運営委員会の意見を聞いて学長が別に定める。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 富山県立技術短期大学が廃止されるまでの間、この規程第 2 条第 1 項第 1 号中「富山

県立大学及び富山県立大学短期大学部（以下「本学」という。）とあるのは、「富山県立大学、富山県立大学短期大学部及び富山県立技術短期大学（以下「本学」という。）」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。